

# 藤沢市 12月議会

# 『憲法改悪』をめざした「憲法論議喚起」 の意見書に断固反対を表明！

日本共産党  
藤沢市議団

日本共産党は日本国憲法を守り  
生かす国づくりをめざします。  
…日本共産党藤沢市議団…

12月議会に出された「特定秘密保護法廃止の請願」は自民系・公明党・民主系（一部）・旧みんなの党が反対し、否決。「憲法論議喚起を求める意見書」は、逆に賛成し可決されました。藤沢市の市議会も国会と同じように、憲法改訂勢力が多数を占めてるのが現状です。憲法改訂の動きは、先の総選挙で自民党と公明党が3分の2以上の議席を確保したなかで、さらに動きが急になっています。日本共産党藤沢市議団は憲法改訂に反対するみなさんや憲法第9条を守り戦争をしない国であり続けることを願うみなさんと共同して運動を進め、国民の世論でこの危険な動きにストップをかけるために全力を尽くします。

この「意見書」提出は憲法改訂を狙う「憲法改正を実現する神奈川県民の会」（会長 斎藤文夫氏）がバックにあります。この会は11月1日に結成大会を開催し、「平成28年の参議院選挙に合わせた国民投票をめざす」「地方議会決議を推進する」「100万人賛同者拡大運動」を提起しています。同様の陳情は、神奈川県議会（採択）、横浜市・秦野市などにも出されています。藤沢市議会では、反対討論を柳沢潤次議員（共産・討論は裏面参照）、原田とも子（アクティブ藤沢）が行い、賛成討論を市川和広議員（自民クラブ藤沢）が行いました。（採決結果は下表を参照ください）

12月藤沢市議会が12月19日終わりました。本会議最終日、「国会における憲法論議の推進と国民的論議の喚起を求める意見書」が提案されました。採決の結果、賛成24人、反対10人で可決されました。日本共産党市議団は、「憲法改悪を国会議員の数でこり押しすること、それにつながる『議論を喚起』することに断固反対し」、「憲法を守り生かす国づくりの方向」こそ必要と主張しました。また、15日の本会議では、「市民団体から出された「特定秘密保護法廃止を求める意見書提出の請願」は、賛成11人、反対23人で否決されました。



「意見書」提出は憲法改訂の  
組織的運動がバックに！

「特定秘密保護法  
廃止を求める意見  
書」は否決！

「特定秘密保護法廃止をめざす藤沢の会」（請願代表者：大益 弘・斎藤隆夫・島田啓子）から提出された、この請願は、加藤なを子市議が本会議で趣旨説明をした後、総務常任委員会で審議されましたが、質疑したのは柳沢潤次委員だけ。反対討論は、松下賢一郎委員（公明党）・賛成討論は柳沢潤次委員（共産）と脇礼子委員（かわせみ）の2人でした。採決の結果「請願」は否決されました。（採決結果は下表参照）

## 日本共産党 藤沢市議団 市議会報告

(連絡先) 藤沢市役所新館7階  
Tel: (25)1111(内)5649 Fax: (28)3660 2014年12月号  
(E-mail) f-kyosan@cityfujisawa.ne.jp No.236  
(ホームページ) http://www.ne.jp/asahi/jp/fujisawa/

ご意見・ご要望をお寄せ下さい



藤沢市議会議員  
土屋俊則



藤沢市議会議員  
加藤なを子



藤沢市議会議員  
柳沢潤次



### 主な議案・請願・陳情などの各会派の態度

議案・請願・陳情・意見書の要旨(表題は要旨です)	共	か	松	公	助	さ	改	自	ア	ネ	本会議結果
国会における憲法論議の推進と国民的論議の喚起を求める意見書	×	×	○	○	○	○	○	○	×	×	採 択 ○24:×10
特定秘密保護法の廃止を求める意見書 提出の請願	○	○	×	×	×	×	×	×	○	○	不採択 ○11:×23

共：共産党(3人) か：かわせみクラブ(6人+議長) 松：自由松風会(6人) 公：藤沢市公明党(6人) 自ク：自民クラブ藤沢(5人)  
さ：さつき会(3人) 改：改進黨無所属クラブ(2人) 自：ふじさわ自民党(1人) ア：アライア 藤沢(1人) ネ：神奈川ネット(1人)

# 「国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書」に対する

## 日本共産党市議団の討論

この意見書は、表題にあるように憲法論議を国会と国民の間での議論を喚起するというものです。しかし、憲法論議を喚起する先には、憲法改訂があることは間違いありません。そのことは、憲法改正を前提とした憲法審査会が衆参両院に設置されたことから明らかです。

憲法改定を党是とする自民党は、2012年4月に「日本国憲法改正草案」を決めています。その内容は、現憲法の前文をすべて破棄し、国民主権の文言はあるものの、天皇中心の国家体制であることを確認する前文に書き換えています。また、平和主義をうたった、戦力不保持・交戦権の放棄を明記した9条2項を削除し「国防軍を保持する」と明確に軍隊の設置をうたっています。

さらに、第10章「最高法規」の章では、最高法規の根拠である基本的人権を保障する第97条を全面削除しています。

その他にも結社・労働権に制限を加えたことや地方自治の縮小など民主主義を後退させる問題点がたくさんあります。

本意見書がいう「国民主権・平和主義・基本的人権」の三原則は…今後も堅持されなければなりません」と書いています。当然のことです。

しかし、平和主義が国防軍をもち、戦争をする国づくりなのではないでしょうか。国民主権・基本的人権というなら、それらを弱めることが「堅持」なのではないでしょうか。

いま、自公政権は憲法改訂をする前に、解釈で憲法をかえ、日本が攻撃をされていなくても同盟国と一緒に海外で戦争することが出来ると言う集団的自衛権の行使容認を閣議決定しました。また、国民の目、口、耳をふさぐ秘密保護法も強行するなど、戦前の日本に逆戻りさせるような暴走を続けています。

憲法9条をかえて戦争をする国づくりが改憲勢力の狙いであることは明らかです。これらのことは藤沢市でいえば、多くの市民の願いに沿ってつくられた「核兵器廃絶平和都市宣言」とそれを実現するための「条例」にある戦争に反対し恒久平和を求める方向に反することにもなります。国会議員の数では改憲勢力が圧倒的ですが、国民世論は、憲法改訂では賛成、反対は拮抗しています。9条の改訂では反対が賛成を上回っています。戦争をする国づくりには多くの国民が反対しているといえます。

また手続問題も重要です。改憲の発議は国会議員の3分の2以上の賛成を必要とする憲法96条の規定を2分の1に切り下げて改憲発議をしやすくすることも改憲勢力は狙っています。このことは、国民が憲法によって国家権力を縛るという立憲主義を否定することであり、とうてい許されることではありません。

日本共産党は、憲法前文も含めて、全条項を厳格に守り、憲法の平和・人権・民主主義の原則を国政、地方のあらゆる分野に生かす国づくりの方向をめざしています。憲法改悪を国会議員の数でごり押しすること、それにつながる「議論を喚起」することには断固反対します。

よって、この意見書には反対します。

# 国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書（案）について

平成26年12月19日提出

提出議員 桜井直人（自民クラブ藤沢）  
同 松長泰幸（ふじさわ自民党）  
同 武藤正人（藤沢市公明党）  
同 宮戸光（自由松風会）

日本国憲法は、昭和22年5月3日の施行以来、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の三原則のもと、我が国の発展に重要な役割を果たしてきた。この三原則こそ、現憲法の根幹をなすものであり、今後も堅持されなければならない。

一方、現憲法は、今日に至るまでの約70年間、一度の改正も行われておらず、この間、我が国をめぐる内外の諸情勢に大きな変化が生じていることに鑑みれば、憲法についても、直面する諸課題から国民の安全を確保し、福祉の向上を図る内容であることが求められる。

このような状況の中、国会でも、平成19年の日本国憲法の改正手続に関する法律の成立に伴い、憲法審査会が衆参両議院に設置され、憲法論議が始められている。

憲法は、国家の基本規定であり、その内容については、国会はもちろんのこと、主権者である国民が幅広く議論し、その結果が反映されるべきである。

よって、国会及び政府におかれては、日本国憲法について、国会において活発かつ広範な論議を推進するとともに、国民的議論を喚起することを本市議会は強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月19日

藤沢市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣

あて